

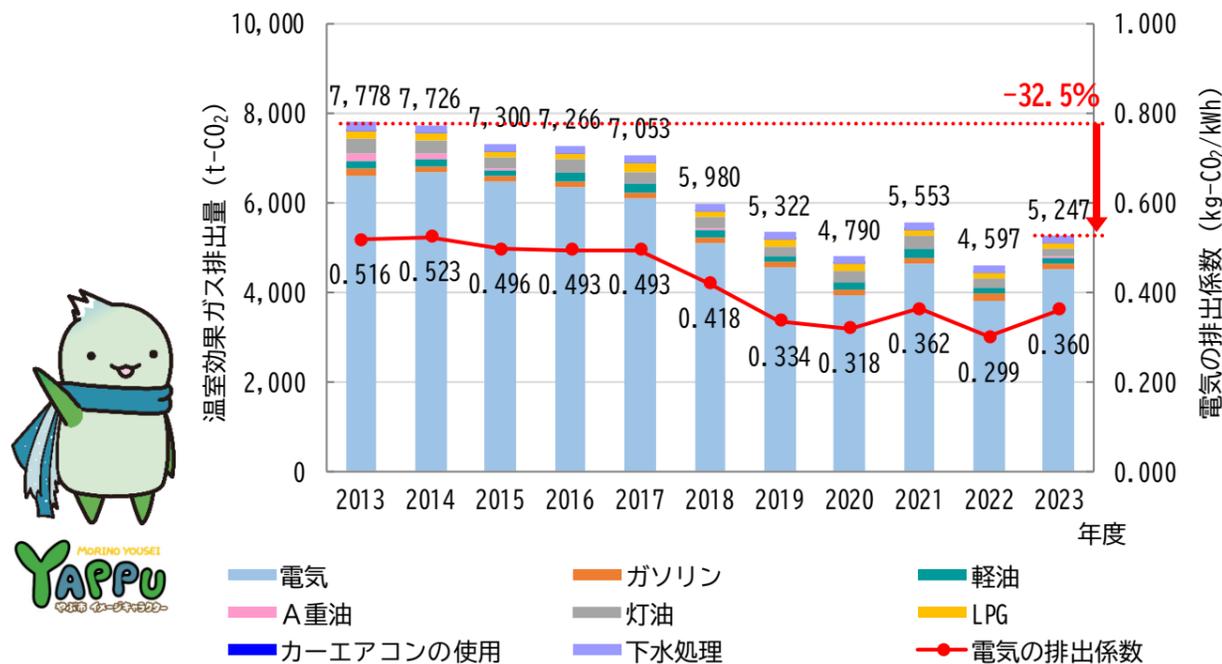
温室効果ガス排出状況

◆第2次養父市地球温暖化対策実行計画の成果

第2次計画策定以降、施設の統廃合に加え、新築・改修時には、化石燃料から電気へのエネルギーの転換や高効率空調等の導入を進めてきました。その結果、灯油や軽油、LPG（プロパンガス）は大きく減少し、A重油の使用量は顕著に減少しています。

◆温室効果ガス排出量の経年変化

市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量は、2020年度までは順調な減少傾向にありましたが、2021年度以降やや増加傾向となり、2023年度の温室効果ガス排出量は5,247t-CO₂となっています。なお、第2次計画の目標である2023年度までに2013年度比で23.5%削減という目標に対し、32.5%の削減を達成しており、目標を9.0%上回る結果となりました。

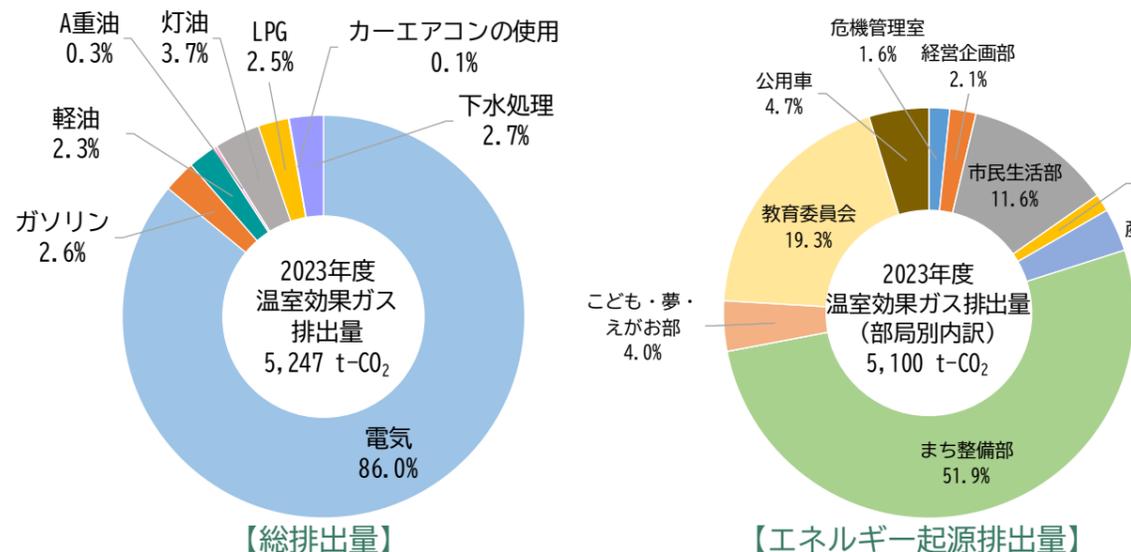


◆排出の内訳と課題

活動別の排出割合をみると、電気の使用に伴う温室効果ガス排出量が最も多く86.0%を占め、燃料の使用に伴う温室効果ガス排出量が11.2%を占めています。

また、部局別の排出割合をみると、上下水道の処理施設や道路除雪を所管するまち整備部が51.9%と最も多く、次いで学校等を所管する教育委員会が19.3%となっています。

温室効果ガス排出量の8割を占める電気の使用量の削減や、高効率空調設備への更新や施設の断熱化、公用車の電動車への入れ替えなど、排出量削減に向けた取組が必要です。



注) 端数処理のため、合計が合わない場合があります。



養父市ゼロカーボンプラン

第3次養父市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

概要版

養父市地球温暖化対策の歩みと未来

◆策定の経緯

人類の活動に起因し温室効果ガスが地球を覆うことで太陽熱が閉じ込められ引き起こされる「地球温暖化」や「気候変動」に対し世界的な協力が必要と国際的に認識されています。

1998 (平成 10) 年に地球温暖化対策の推進に関する法律が公布され、地方公共団体に温室効果ガス削減計画の策定が義務付けられました。

本市では、2012 (平成 24) 年に「養父市地球温暖化対策実行計画」を策定し、2018 (平成 30) 年には「第2次計画」に改定しました。2030 (令和 12) 年度の温室効果ガス排出量を2013 (平成 25) 年度比で40%削減することを目標として掲げ、エネルギーの転換、高効率空調や省エネルギー型照明設備、太陽光発電設備の導入、次世代自動車の導入等に取り組んできました。

このような中、2020 (令和 2) 年に政府は「2050 カーボンニュートラル」を宣言し、2025 (令和 7) 年の政府実行計画では、新たな温室効果ガス排出削減目標が設定されました。

- ・2030 (令和 12) 年度までに50%削減
- ・2035 (令和 17) 年度までに65%削減
- ・2040 (令和 22) 年度までに79%削減

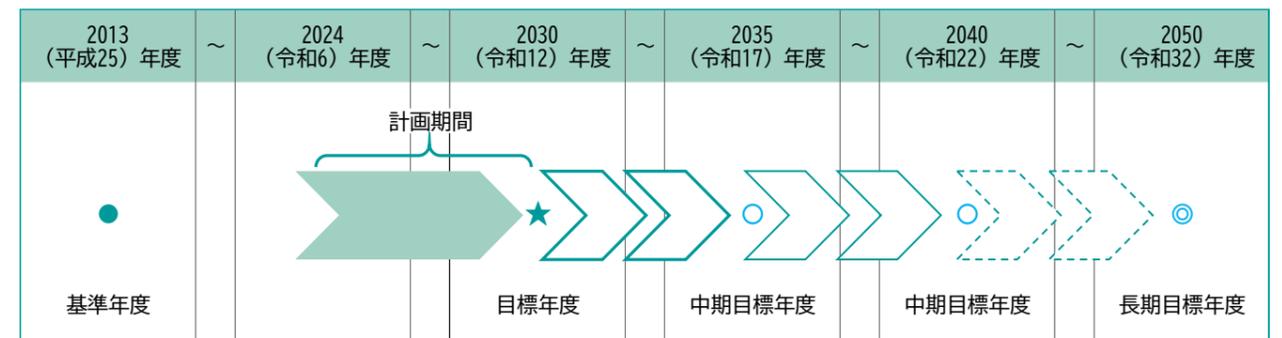
本市では2023 (令和 5) 年に、2050 (令和 32) 年までに二酸化炭素の実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、気候変動の主因となる地球温暖化に対し温室効果ガスの排出抑制を行うことを表明しました。

こうした動向を踏まえ、温室効果ガスの排出削減目標を見直し、第3次養父市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) への改定を行い、市民や事業者の取組に先駆け、持続可能な社会の実現へ向け積極的に取り組んでいきます。

計画の基本的事項

◆計画の期間、基準年度、目標年度

本計画の計画期間は、2024年度から2030年度の7年間、基準年度を2013年度、目標年度は2030年度とします。



計画の対象範囲

◆対象とする事務事業の範囲

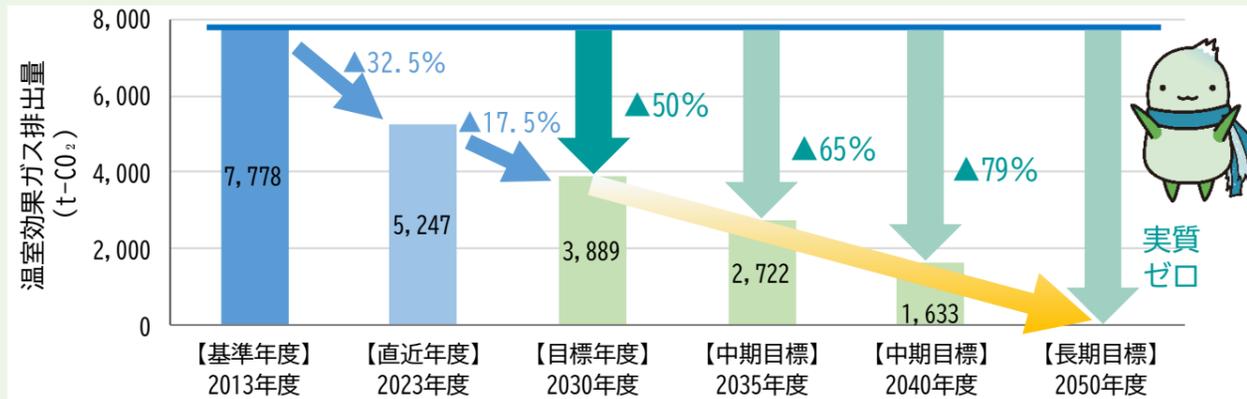
本市の事務・事業のすべてを対象とします。

◆対象とする温室効果ガスの種類

本計画では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、及びハイドロフルオロカーボン (HFC) の4種類を算定対象とします。

養父市の温室効果ガス削減目標

計画目標：2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を
2013（平成25）年度比で **50%**削減
 中期目標：2035（令和17）年度までに **65%**削減
 2040（令和22）年度までに **79%**削減
 長期目標：2050（令和32）年度までに
 温室効果ガス排出量を**実質ゼロ**



※第2次計画策定時点では、長期目標として2030年に40%削減としていましたが、社会動向等を踏まえ、本計画では50%削減を目指すこととしました。

◆目標達成に向けた取組の視点

目標達成に向けた取組を実施するにあたっては、以下の視点をもとに効果的に推進します。

■地球温暖化対策における費用対効果の評価

- エネルギー消費量削減による光熱費削減、エネルギー創出による将来的なコスト抑制など、長期的な視点でのメリットを考慮します。
- 環境負荷の低減、持続可能な社会の実現、職員の環境意識の向上による行動変容の促進など、定量化が難しい効果についても評価に含めます。
- 短期的な費用対効果と長期的な視点を組み合わせた、総合的な判断を行います。

■中長期目標達成に向けた対策の高度化

- エネルギー消費の削減だけでなく、再生可能エネルギーの調達、公共施設での自家発電など、多角的な対策を計画的に実行していきます。
- 事務・事業を行う職員の行動変容を促し、組織全体で目標達成に取り組む体制を構築します。
- 技術革新や社会情勢の変化を踏まえ、対策を柔軟に見直します。

■社会情勢への対応

- 電力会社の排出係数の低減に向けた取組を注視し、連携を強化します。
- 排出係数の変動リスクを考慮し、再生可能エネルギーによる自家発電の導入や再生可能エネルギー由来の電力調達などの対策を推進します。
- 社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、目標や対策を定期的に見直す仕組みを構築します。



温室効果ガス排出量削減への取組施策

◆取組の基本方針と取組

■公共施設の脱炭素化の推進

- ①公共施設の省エネルギー化の推進
- ②省エネルギー型機器の導入等
- ③資材の環境配慮



取組例

- ・新築時や大規模改修時には、省エネ設計や断熱性能の向上を図るとともに、高効率な省エネルギー機器や再生可能エネルギー設備の導入により、建築物のZEB化を目指します。
- ・電力デマンド管理を行い、ピーク時の電力の削減を積極的に図ります。
- ・市有施設のLED照明導入割合について、100%を目指します。
- ・適切な更新時期に高効率空調などの省エネ機器の導入や切り替えを図ります。
- ・軽油や灯油等を使用する機器類は、電化若しくは温室効果ガス排出量が小さい燃料を使用するものへ転換します。
- ・再生された建設資材や再利用可能な建設資材の利用を推進します。

■再生可能エネルギーの利用の推進

- ①太陽光発電設備の導入
- ②蓄電池設備の導入
- ③再生可能エネルギー電力等の調達の推進



取組例

- ・初期投資を必要としないPPAモデルなどにより既存の公共施設への太陽光発電設備の最大限の導入に努めます。
- ・平常時における電力のピークカットや停電時におけるレジリエンスの向上（災害等に対する強靱性の向上）を進めるため、太陽光発電設備を導入する際には蓄電池の設置を検討します。
- ・二酸化炭素排出係数の小さい再生可能エネルギー電力への切り替えを進めます。

■公用車の脱炭素化の推進

- ①電動車の導入
- ②エコドライブの推進
- ③公用車の適正管理



取組例

- ・代替のきかない特殊な車両を除き、電気自動車（EV）、燃料電池車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）など電動車の導入を図ります。
- ・急発進、急加速の抑制やアイドリングストップなどエコドライブを実践します。
- ・公用車の稼働率を把握し保有台数の適正化を図ります。

■市職員の環境行動の推進

- ①省エネルギー行動の推進
- ②省資源化の推進
- ③デジタル化の推進
- ④ワークライフバランスの確保
- ⑤職員等の意識啓発



取組例

- ・点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底します。
- ・空調設備の清掃・点検を定期的に行うなど、維持管理を適正に行います。
- ・パソコンやプリンターなどの機器について、省エネルギーモード設定の適用を徹底します。
- ・出張などは極力、公共交通機関（鉄道、バス）を利用します。
- ・ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図ります。
- ・ごみの分別を徹底し資源化の取組に努めます。
- ・印刷物を発注する際には、より環境に配慮した用紙やインク（植物油インク等）を選定するよう努めます。
- ・AIやRPAなどの先進技術の活用により業務効率の向上を図ります。
- ・多様化する市民ニーズに対し、行政手続きのデジタル化を推進します。
- ・事務の見直しによる残業の削減や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図ります。
- ・職員に対する研修会などを開催し、環境意識の向上を図ります。

